

【参考様式1】

八屋広指令第 号
令和 年 月 日

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 様

八戸市長

屋外広告物許可通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった屋外広告物の更新について、八戸市屋外広告物条例第 8 条に基づき、下記のとおり許可します。

記

1. 広告物の表示（設置）場所

八戸市内丸一丁目 1-1

2. 広告物の種類等

表示内容等	広告物の種類	照明	寸法等	高さ
広告募集	広告板	無	6.4 m ² (2m×3.2m×1面)	2.7m

3. 許可期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

4. 許可条件

- 広告物の破損・老朽化、自重・積雪・風圧・地震等による倒壊・落下、基礎部分・取付部分・その他主要部材の腐食・ひび・変形、表示面の汚染・腐食・はく離・破損等に関し、常に必要な補修や管理を怠らないようにし、良好な状態を保持すること。
- 当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、遅滞なく完了届出書を提出すること。
- 屋外広告物等許可済証は広告物に貼付すること。
- 許可満了後においても継続して設置する場合は、申請書を提出する日から3月以内に有資格者による安全点検を実施し、安全点検報告書を作成すること。
- 許可満了後においても継続して設置する場合は、許可の期間が満了する日の10日前までに許可申請書を提出すること。
- 許可を受けた広告物の表示内容、形状、寸法、材料、構造又は色彩その他の意匠に変更をしようとする場合は、事前に変更許可申請を提出し許可をうけてから変更をすること。
- 許可の期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、広告物が不要でなくなったときは5日以内に除却し、その旨届け出ること。
- 特記条件に記載されている条件に従うこと。

特記条件

- 安全点検の結果、鉄骨のさび、塗装の老朽化が見受けられるとのことであるため、良好な状態を保持できるよう必要な措置を講ずること。